

第四百七十七回国 参議院国民福祉委員会會議録第二十一号

平成十二年五月十八日(木曜日)

午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 狩野 安君

理事 田浦 直君

山崎 正昭君

勝木 健司君

山本 保君

小池 晃君

入澤 肇君

尾辻 秀久君

久野 恒一君

中原 爽君

南野知恵子君

水島 裕君

今井 澄君

佐藤 泰介君

事務局長 大貫 延朗君

政務次官 厚生政務次官 大野由利子君

国務大臣 厚生大臣 丹羽 雄哉君

常任委員会専門員 大貫 延朗君

政府参考人

厚生大臣官房 害保健福祉部長

厚生省社会・援護局長

今田 寛陸君

炭谷 茂君

本日の會議に付した案件

○児童手当法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○政府参考人の出席要求に関する件

○社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(狩野安君) ただいまから国民福祉委員会を開会いたします。

まず、児童手当法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、去る十六日、質疑を終了いたしておりますので、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○勝木健司君 私は、民主党・新緑風会を代表して、児童手当法の一部を改正する法律案について反対の立場から討論を行います。

まず初めに、今回の政府の児童手当法改正案には基本的な欠陥があることを指摘いたします。

今回の改正は、支給対象年齢を拡大することのみで固執する余り、扶養控除と児童手当の関係が明確にしないまま、昨年創設した年少扶養控除の特例を廃止するなどの朝令暮改の対応であります。

子育て支援のために経済的負担を軽減するどころか、小中学校に通う児童のいる家庭では増税になるという国民に混乱を与えるだけの拙速で理

なき改正案であります。

児童手当制度とは、法第一条の目的に明記されているように、児童を養育する家庭における生活の安定に寄与するものであります。ところが、今回の政府案では、確かに新たに三百万人の児童に児童手当が支給されることになりましたが、一方で教育費などの負担の重い千六百万人の義務教育就学児童を抱える家庭にとっては増税になるとい

う、いわば大多数の家庭においては子育て支援に逆行する内容となつてしまつております。

三百万人の利益に対し千六百万人の不利益という信じがたい改正案がなぜ提出されたのでありま

しょうか。

この理由は二つあると思います。

まず第一に、そもそもこの児童手当制度は、制度発足の昭和四十六年以来、その方向性が明示されず、支離滅裂の制度改正を繰り返してきていたということであり、政府・自民党には、児童手当制度をどのようにしていくのかについて全く見識のないままに、政策にも一貫性が見られないのであります。

今回の改正においても納得のいく改正理由は全く示されておられません。このような政府の無責任な対応の結果、制度創設以来三十年が経過している我が国の児童手当制度は、諸外国に比較しても全く貧弱なものとなっております。

第二に、連立与党内においても、児童手当、ひいては社会保障についての政策が基本的に一致しておりません。その理念、方向性、費用負担の方式、重点の置き方、どれをとつても一致点がないと言わざるを得ません。

今回の改正案は、児童手当のあり方という基本をきちんと議論することなく、単に財源がないということから、昨年、子育て減税と銘打って行つたばかりの年少扶養控除の特例を廃止することによって捻出される財源の規模に児童手当制度を合わせてしまつたという安易

なものになっているのであります。

また、法案審議においても、厚生大臣は、今回の改正案は経過措置である、あるいは与党協議の結果であると繰り返すのみで、何ら責任ある答弁が示されませんでした。

だれのために、何のために児童手当を支給するのかという児童手当の社会保障制度としての位置づけを明確にすることなく、小手先の拙速な改正を行うべきではありません。ましてや、選挙目当てのばらまきということであるならば、それは国民を愚弄するものであります。

以下、個別項目について反対の理由を述べます。

第一に、支給対象年齢についてであります。今回の改正案では小学校入学前の児童に範囲を拡大しておりますが、本来は十八歳未満の児童すべてに児童手当を支給することすべきであります。

仮に財源の制約から対象を絞らざるを得ないとすれば、教育費などの負担の重い学校に通つていない児童を養育している家庭にこそ優先的に児童手当を支給すべきであり、政府案は、改正の重点、方向が間違つていると言わざるを得ません。

反対理由の第二として、支給額について、今回の改正案では現行制度のままとなつておりますが、現在の支給水準では、子育て家庭に対する経済的支援としては、保育料等の負担だけを見ても、第一子及び第二子五千円、第三子以降一万円では不十分であると言わざるを得ません。せつかく貴重な財源を使うのに、支給額について、児童の置かれていた経済環境についての基本的な調査も行わず、その場だけの改正ではまともな説明が

できないわけであり、

反対理由の第三は、今回新たに支給対象となる給付の財源を全額公費で負担することにより、三歳未満児に対する給付は従前どおり公費と事業主

拠出金で賄われるのに対し、三歳以上就学前児童については全額公費で賄われているという、一つの制度の中で対象児童によって費用負担の主体がまちまちで、国の行育で支援策としての一貫した哲学のない制度となっておりま。しかも、サラリーマン世帯と自営業者世帯との間の所得制限額の格差について、他の社会保障、社会福祉制度ではサラリーマンであるのが自営業者であろうが同一の所得制限であるのに対し、なぜ児童手当にだけこのような所得制限の格差を設けるのか、これについても全く説明がないのであります。

以上、政府案の問題点を指摘し、私の反対討論を終わります。

○井上美代君 私は、日本共産党を代表して、児童手当法の一部を改正する法律案について反対の討論を行います。

国会審議を通して、厚生大臣が、今なお与党の中で十分な集約ができていないと答弁したように、内容においても経過においても全く道理がなく、継ぎはぎだらけであることが明確になりました。

最大の問題は、児童手当の支給年齢の引き上げを子育て世代への二千三十億円の増税と引きかえにしていることです。今年度においては新たな国庫負担は全くされていません。児童手当が拡充される三百万人以上の児童の世帯には負担増及び、一千六百万人以上の児童の世帯には負担増でしかありません。小中学生のいる家庭では、年収四百万、五百万の世帯でも九割以上が増税となるのです。

大臣が、審議の最終段階において、税制と児童手当、賃金水準を合わせても日本の子育てへの経済的支援が低いことを認めざるを得ない現状の中で、十六歳未満までを増税の対象としながら児童手当は就学前の六歳までにとどめたことは、整合性がなく、少子化対策からも逆行するものです。

反対の第二は、我が国の児童手当が、その支給年齢や支給額において各国と比較して最低レベルであることです。創設当初は義務教育終了まで支

給されていたものが、その後の経過の中で三歳未満まで切り下げられてきたもので、当然、義務教育終了まで引き上げることが求められていたものです。その点から見れば、今回の措置は全く不十分であります。

反対の第三の理由は、児童手当制度にしかない被用者と非被用者の二重の所得制限の存在です。その結果、自営業者や厚生年金に加入できない中小零細で働く人や派遣労働者など、不安定で所得が低い人ほど支給されにくい不公平な構造となっているのです。参考人の四人に三人が所得制限を撤廃すべきと主張しました。所得制限は、大幅に緩和し、一本化すべきです。

きょう、ここで採択されたとしても、審議を傍聴し続けた若い母親たち、全国の女性たち、父親たち、すべての国民が六月の来るべき総選挙で必ず正しい選択を下すでしょう。

日本共産党は、児童手当の抜本的拡充、長時間労働をなくし、男女ともに家庭責任を果たせる労働条件、育児休業手当の増額、保育所の待機児童の解消など総合的な子育て政策を、国民とともに、どの子にも全面的な発達を保障できる社会づくりを目指して、実現していく決意を込めて、私の反対討論といたします。

○清水遼子君 私は、社会民主党・護憲連合を代表して、児童手当法の一部を改正する法律案に対する反対の立場から討論を行います。

我が国の児童手当法は、子どもの権利条約や社会保障の最低基準に関するILO百二二号条約に照らして、残念なことに全く不十分な内容しか持ち合わせておりません。我が国の法制度においては、子供こそが権利の主体であるとの認識に欠け、児童手当が子供自身の成長、発達を支援する生活権の保障という普遍的な社会的責任の一環として理解されていないからであります。

私が政府案に反対する理由の第一は、今回の改正案においても我が国の児童手当制度が持つ国際的な常識から見れば解消されておらず、政府が、子供の最善の利益のためではなく、少子化対

策の一環として児童手当を支給しようとするなどという見当外れの対策をとろうとしていることです。こうした理念の貧しさや泥縄式の対応は、到底容認することができません。

反対理由の第二は、今回の改正案が自分の間の措置とされているにもかかわらず、政府は児童手当法の抜本的改革の方向性を示すことができずにいることです。児童手当を初めとする社会手当、家族手当制度は、先進諸国では広範に支持され、実施されているにもかかわらず、我が国ではいまだほとんど認知されていない状況にあります。政府においても、社会保障制度における社会手当、家族手当の適切な位置づけすらできていないのであります。このような状況で児童手当の抜本改革が実現できるのかどうか、私は危惧の念を禁じ得ません。

反対理由の第三は、今回の改正案が年少扶養控除の特例廃止によって捻出される財源の枠内で児童手当の支給対象者の範囲を拡大するにすぎないことです。なぜ児童手当制度の拡充が年少扶養控除の特例を廃止することの枠内に限定される必要があるのでしょうか。政府は国民に対して説得力のある説明をできずにおりますが、そもそもこのような改正案を国会に提出すること自体、児童手当に関する政府の見識のなさを露呈しておられます。

反対理由の第四は、改正案によっても支給対象児童が義務教育就学前の児童に限られるということです。しかも、親の所得によって支給が制限されるという問題は何ら改善されておられません。児童手当法が、おおむね児童とは十八歳未満の者と定義しておきながら、支給対象者を制限しているのは矛盾以外の何ものでもありません。子どもは権利条約は、第一条で、子供を「十八歳未満のすべての者をいう」と定義した後に、あらゆる差別を禁止しております。児童手当の支給年齢は、我が国においても少なくとも多くの諸国で採用されている十六歳もしくは十八歳まで引き上げるべきです。また、児童手当の支給に係る所得制

限も、子供に対する普遍的な手当として撤廃する必要があると考えます。

反対理由の第五は、児童手当の支給額が余りにも低過ぎることです。この問題も、今回の改正案ではおおよそ解決されておられません。社会保障の最低基準に関するILO百二二号条約の第四十四条には家族給付の給付総額に関する規定があり、これを我が国に当てはめると、現行の児童手当は八分の一程度の給付総額しかないことが知られております。我が国は、ILO百二二号条約のうち、家族給付に関する部分の批准をしておりますが、政府はこの百二二号条約の完全批准に向けて精力的に取り組むべきです。児童手当の給付水準についても、児童養育費の実態調査を早急に行い、その改善を図るべきです。

以上が今回の児童手当法改正案に反対する主な理由ですが、最後に、我が国では、男が稼いで女と子供を養い、女が家庭で子育てを担うという性別役割分担の固定観念が根強く残っており、この旧態依然とした価値観が我が国の福祉や社会保障制度を根底からゆがめておられます。我が国においても、かつてヨーロッパ諸国が行ったようにジェンダーの視点から社会の諸制度を見直し、福祉や社会保障の構造を抜本的に再構築する必要があることを強く訴えて、私の反対討論を終わります。

○委員長(狩野安吾) 他に御意見もないようから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

児童手当法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(狩野安吾) 可否同数と認めます。よって、国会法第五十条後段の規定に基づき、委員長において本案に対する可否を決します。

本案については、委員長はこれを可決すべきものと決定いたします。

この際、勝木君から発言を求められておりますので、これを許します。勝木健司君。

○勝木健司君 私は、ただいま可決されました児

董事当法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・保守党・民主党・新緑風会、公明党・改革クラブ、社会民主党・護憲連合、参議院クラブ、二院クラブ、自由連合の各党派共同提出による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

○委員長(狩野安君) 全会一致と認めます。よつて、勝木君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員長(狩野安君) 次、社会福祉の増進のため、社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律案を御説明申し上げます。御異議ないかと認め、さよう決定いたします。

○委員長(狩野安君) 次、政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律案の審査のため、本日の委員会に厚生大臣官房障害保健福祉部長今田寛陸君及び厚生省社会・援護局長炭谷茂君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

○委員長(狩野安君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(狩野安君) 次に、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律案を議題といたします。

○委員長(狩野安君) 次、社会福祉の増進のため、社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律案を御説明申し上げます。社会福祉制度につきましては、少子高齢化、核家族化の進展等社会構造の変化に対応して、だれ

もが家庭や地域の中で自立し、尊厳を持った生活を送ることが出来る制度の構築が求められております。こうした状況を踏まえ、措置制度等、社会福祉の仕組み全般にわたって見直しを行うこととした次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、利用者の立場に立った社会福祉制度の構築であります。身体障害者等の福祉サービスについて、行政が内容を決定する制度から利用者が選択して利用する制度へ改めるとともに、直接、利用者に対し支援費を支給する方式を導入することとしております。また、利用者からの苦情を解決するための仕組みを導入する等、利用者保護のための規定を設けることとしております。

第二に、社会福祉事業の充実及び活性化であります。福祉需要の多様化に対応し、福祉サービス利用援助事業、手話通訳事業、盲導犬訓練施設を運営する事業等の九事業を社会福祉事業として追加することとしております。また、地域におけるきめ細かな福祉活動を推進するため、政令で定める社会福祉事業について人数規模要件を緩和し、社会福祉法人の設立を容易にすることとしております。

第三に、福祉サービスの質の向上と事業経営の透明性の確保であります。社会福祉事業の経営者は、福祉サービスの質の向上に努めなければならぬこととするともに、社会福祉法人の財務諸表等の開示義務、国、地方公共団体などによる福祉サービスの関係する情報提供の責務等を定めることとしております。

第四に、地域福祉の推進であります。市町村地域福祉計画の策定手続を整備するとともに、社会福祉協議会、共同募金会、民生委員及び児童委員について、機能の強化を図る等の改正を行うこととしております。

このほか、社会福祉施設職員等退職手当共済制度を見直すとともに、関係法律についても所要の規定の整備を行うこととしております。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第であります。衆議院におきまして、本法律案の施行日を、平成十二年四月一日から公布の日に変更する旨の修正が行われております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(狩野安君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○入澤肇君 ただいま提案理由の御説明がございました。社会福祉の基礎構造改革という言葉は使っていませんが、私も、当初説明を受けたときには、この法案は社会福祉の基礎構造の改革を行うんだということで説明を受けたわけでございます。よくわからないので首をかしげました。

基礎構造改革という言葉のいたいただきました資料で見てみますと、何が基礎構造なのかと見ますと、社会福祉事業、それから社会福祉法人、措置制度、福祉事務所、地域福祉。これらはいずれも基礎構造という言葉でくくり込まれるんじゃないかと、むしろ社会福祉の枠組み、この文章にもありますが、「仕組み全般にわたって見直しを行う」と、仕組みそのものなんですね。基礎構造という言葉を使うべきでないと思っております。

最近、景気回復が構造改革かということで、やたらに構造改革という言葉がはらんでおります。社会福祉についても、あるいは農政についても財政についても金融についても、構造改革という言葉はそれぞれ特別な意味合いがあります。この社会福祉について構造改革を行うということであれば、その前提について相当な吟味がなされなくちゃいけないと私は思うのであります。そうでないと、基礎構造改革といっても意味がわからない

い。
例えば、社会福祉対策で構造改革と言う場合に、一つは、少子高齢化という人口構成の変化に対応してどのように社会福祉を見直すのか。それから二つ目には、社会福祉事業の対象者が介護保険制度が導入されまして非常に多様になっておりますし、また増大もしております。これに対してどう対応するのか。三つ目には、大変な分野で各般の技術開発がございます。技術の発展がございます。それに応じて福祉の事業内容が相当変化しております。これに対してどう対応するのか。それから四つ目には、これらの社会福祉事業を行うために必要不可欠である財政の問題、その財政構造も変化しております。これに対してどう対応するのか。

そういう視点から社会福祉の構造改革を行うんだという説明であればわかるんですけども、社会福祉の基礎構造の改革を行うためにこの法律を提案したのだというふうな説明であったものですか。それと、これは慣習として厚生省内部でどういふ言葉を使っておられたということなので、ああ、これは言葉の約束事の世界なのかなということは一応理解したわけでありまして。
私は、きょうは基礎的な問題につきまして幾つか御質問したいと思います。

今回の法律につきまして一番大きな問題は、福祉サービスにつきましていわれる措置制度、措置という言葉も私は非常に違和感を覚える言葉なんですけれども、これも慣習として使われてきたということ、約束事の世界だということ、理解できるわけでありまして、措置制度から利用制度への転換が行われる。それから、新しく盲導犬訓練施設を初めとする社会福祉事業を追加する。これは多様な要請に基づいて追加する。これも理解できます。それから、小規模作業所に係る法人設立要件の緩和。これも陳情がたくさん来ておりますけれども、非常に多くの方々から強い要望があります。こういうふうな多くの要望、それから

事情の変化に対応して社会福祉事業関係の法律を改正するんだということでございます。

この法律も関係する法律はかなり多岐にわたります。八本にも及んでおります。しかし、この八本から漏れた法律もあるわけですね。その漏れた法律の位置づけというのがどうなっているのかという点についてまた一つわからぬところがございます。

きょうは時間が限られておりますので、まず第一に、一番大きな問題でありますこの法律の中心に位置づけられております措置から利用へということにつきましてお伺いしたいわけでありまして。措置制度というのは昭和二十年代に福祉制度に盛り込まれたものであります。その背景につきましてはそれなりに勉強してきましたのでわかるんですけども、今回の法律でこの措置制度を利用制度に切りかえた理由、それから切りかえるに当たって契約という概念を全面に出しますというんことに留意しなくちゃいけない。その留意点についてはいかがでしょうか。

○政府参考人(炭谷成君) まず、措置制度から利用制度へ切りかえた理由でございます。
先生既に御説明されましたように、昭和二十年代に措置制度というのが発足したわけでございます。利用者がみずから自分の好むサービスの種類や事業者を選択できないといったところに一番の問題点があるわけでございます。今日、国民の間に自立意識というものが高まっておりますし、また福祉サービスは単なる生活困窮者という人だけに限られるものではなくて、国民全体が対象になってくるという状況がございます。

そのような背景を踏まえまして、行政がサービスを定めるのではなくて、利用者がみずから自分の好むサービスの種類、事業者を選択するという形の利用制度に切りかえる必要がある。これによって、いわば個人の尊厳とか個人の自立、またノーマライゼーションといったような福祉の理念が確立される、向上されるというふうに考えてい

るわけでございます。

しかしながら、利用制度の基本になりますのは契約でございます。ともすれば、福祉サービスの利用者は知的障害者、痴呆性高齢者、また精神障害者のように自分でみずから福祉サービスの内容が判断できない、選択しようと思っても選択する能力にやや問題があるということがあられるわけでございます。このような場合に、それを手助けする仕組みも用意しておかなければいけないだろうというところで利用者保護する制度、例えば権利擁護制度、また苦情がありましたときに苦情を解決する制度というのも一つ用意しております。

二番目には、選択制度といつてもサービスがないことには絵にかいたもちになるわけでございます。あわせてサービスの充実ということも行わなければいけないと思っております。

それから、第三番目には利用者の負担でございます。この基本的な考え方は、現行の公的負担の水準を下げないという前提でこの制度を組み立てているわけでございます。

このようなものを行うことによつて利用制度が的確に運用されるのではないかとこのように考えているわけでございます。
○入澤肇君 今の説明で沿革的な理由あるいは利用契約制度に切りかえる理由はわかたつたわけでございますけれども、一方で特養ホームの経営者等の話を聞きますと、この措置制度が利用契約制度に変わることによつて非常に不安であるという言葉も聞かれます。きつい言葉で言いますと、ある意味では行政責任の放棄ではないかなんて言うことを言う人もおります。

ただ、この措置制度というのは、いわば恩恵付与的に一方的に政府なり公的な機関が何らかの措置をするというふうな意味合いも含んでいるように見受けられます。私はそういう時代は終わつたんじゃないかと思う。むしろ、義務として国民の自立を前提として政府も一定の役割を果たすというところであれば、この措置という言葉を利用契約制度に切りかえるというのは非常に意味があ

る。その場合において、しかし福祉の内容を後退させないという意味で、利用契約の中身につきましては任意契約ではなくて相当量裁量的な契約事項が盛り込まれるんではないかと思うんです。

今回の利用制度というのは、そのような視点からどのような配慮がなされているかにつきましてお聞きしたいと思います。

○政府参考人(炭谷成君) 利用制度における契約におきましては、先生今御指摘されましたように、かなり公的な色彩の強い、公的な規制の強い契約になろうかと思っております。この契約に、いわば利用者と事業者が対等の関係になって契約を結んでいただくわけでございますけれども、なかなか重要だと考えておりますのは、利用者から例えば契約の申し込みがあった場合、通常の契約であれば相手方は拒否することができるところでございますけれども、この福祉制度の利用契約においてはそれは拒否できない。これは、いわば都道府県知事が事業者を指定する際の条件に入れることにするということ、公的な規制を盛り込んだ、また利用者に配慮した契約というふうな考え方をしております。

○入澤肇君 今の答弁の中で特に大事なことは、この利用制度が導入された場合に利用者とサービス提供者との対等の関係を構築するんだというふうな意味の答弁がございました。今日の措置制度から利用制度に転換したからといって、一方は弱者、一方はある意味では権力を持つていられるわけでございますから、対等な関係の構築というのはその簡単ではない。

そこで、対等な関係の構築のためには弱者の状況に十分配慮した制度的な仕組みが必要になるわけでございます。その制度的な仕組みについての配慮事項はどんなことでしょうか。

○政府参考人(炭谷成君) 利用者を保護する仕組みとして今回の法律の大きな柱にいたしておるわけでございます。そのために第一条の目的の中に利用者の保護という形の規定を入れております。また、具体的な項目といたしましては、法律の

の転換が行われる。それから、新しく盲導犬訓練施設を初めとする社会福祉事業を追加する。これは多様な要請に基づいて追加する。これも理解できます。それから、小規模作業所に係る法人設立要件の緩和。これも陳情がたくさん来ておりますけれども、非常に多くの方々から強い要望があります。こういうふうな多くの要望、それから

中で大きく二点入れているわけでございます。一つは、地域福祉権利擁護制度というふうな呼んでおりますけれども、これは痴呆性の高齢者とか知的障害者とか精神障害者の方々が福祉サービスを利用する際にそれを援助する制度、例えば一緒に福祉サービスの事業者に行くとか、また利用料金を代行して支払うといったような制度、あわせて日常的な金銭管理を行うことも考えておりますが、このような地域福祉権利擁護制度というものが第一点でございます。

第二点は、苦情解決の仕組みでございます。これは現行の福祉制度には一般的には設けられておられないわけでございますけれども、福祉サービスにおいてさまざまな苦情が生じます。これを的確に解決することは利用者にとってもよろしいことでございますし、事業者にとってもサービスの質の向上につながるというふうに考えておるわけでございますけれども、この苦情解決の仕組みを事業者段階また都道府県の社会福祉協議会段階というような形で苦情解決のシステムを整備するという規定を置いております。

以上の二つが大きなところでございます。そのほか、契約の際の説明とかというふうな他の事項もございまして、大きな事項はこの二点でございます。

○入澤肇君 今、利用者保護のための対応策として二つの新しい項目をつけ加えたんだという御説明がありました。

それでは具体的にお聞きしますけれども、今御答弁の中にありました地域福祉権利擁護事業、これにつきましては既に社会福祉協議会を中心として昨年の十月から試行的にサービスを実施しているというふうな言われております。この半年間の実績についてはいかがだったんでしょうか。

準備中のものを含めまして現在六百二十件となっているわけでございます。かなり活用されつつあるだろうというふうな認識しております。

○入澤肇君 今のよう数字が挙げられているんですけれども、この地域福祉権利擁護事業は社会福祉協議会が中心となつてというふうな言っていますけれども、独占的に行うのはおかしいじゃないかという意見もまたあります。このようないかという意見に対してはどのような考え方を持っているか、それから社会福祉協議会以外にどのような機関、団体が地域福祉権利擁護事業、このような特別な事業を行うにふさわしい主体として考えられるかにつきましてお聞きしたいと思います。

○政府参考人(炭谷茂君) 地域福祉権利擁護事業につきまして都道府県の社会福祉協議会にお願いいたしましたのは、この制度自身は、やはり全国どこにいても利用できる、いわばあまねく利用者に提供したいという趣旨で、まず都道府県社会福祉協議会に行つていただきたいということで行つたわけでございます。しかしながら、この趣旨は都道府県社会福祉協議会だけが独占的に行うという趣旨ではございません。

地域福祉権利擁護事業につきましては、社会福祉事業の第二種の事業として今回規定を入れておりますので、いわば社会福祉協議会以外の、例えば障害者の親の会とか、また障害者自身の会、障害者自身の自助グループの会とか、その他いろいろな団体があろうかと思つております。このような団体が積極的に地域福祉権利擁護事業の実施主体になつていただくということを強く期待しているものでございます。

○入澤肇君 この地域福祉権利擁護事業につきまして、もう一つ大きな制度と補完関係があるというふうな言われています。一つは、昨年の国会で成立し、去る四月から施行されております改正民法に基づく成年後見制度、これと互いに補完するものだというふうな説明を厚生省はしております。ただ、法律ができたばかりで普及が十分で

はありませんから、そういう点は割り引かなくちゃいけないのですけれども、関係者に聞きますと、どうもこの二つの関係がよくわからない、どちらの制度を利用しているのかわからないという声も聞かれます。どのような場面を想定しているかについてお聞きしたいと思います。

○政府参考人(炭谷茂君) 地域福祉権利擁護事業につきましては、先ほど来御説明いたしておるようには、福祉サービスについて比較的簡便に利用していただく、できるだけたくさんの方に利用していただけるような制度ということで用意いたしているわけでございます。これに對しまして、昨秋に成立いたしました民法の改正による成年後見制度は、家庭裁判所の関与のもと、財産管理とか多額な借金をするとか家財を売却するといったような重要な法律事項について代理するものでございます。

したがって、例えば私どもが地域福祉権利擁護制度について相談を受けている際に、福祉サービスの利用だけではなくとも多額の、例えば一千万円とかいうような財産も管理してほしいというふうな相談があった場合は、これは成年後見制度の方につながるという形でまず行つて、それからまた、地域福祉権利擁護制度については相手方と契約を結ぶということになるわけでございますけれども、契約を結ぼうと思つても相手が契約締結能力がないといった場合は、まず成年後見人を選定していただいてからサービスに乗り出すという形にならうかと思つております。

このような形で両制度がお互いに補完し合うという形になり、また両者の連携というものが大変重要になってくると思つておりますので、そのような観点で私どもこの仕事を進めてまいりたいというふうな考えているわけでございます。

○入澤肇君 もう一つの苦情解決制度、これが今度の法律では制度化されました。その苦情内容も千差万別であると思つております。特に、これは民事不介入みたいなことがこの福祉の世界でもありまして非常に対応が厄介じゃないかと思つておられる

ども、この制度がきちんと機能するためにどのようなことに留意しなくちゃいけないか、また制度を運営するための基本的な問題点についてどうお考えになつていらっしゃるか、お聞きしたいと思います。

○政府参考人(炭谷茂君) 福祉サービスの苦情については、本当にたくさん日常生活しております。大きく分類いたしましたら、一つは、日常のサービスにおいて利用者個人の好みとか嗜好というふうなものが反映する問題でございます。例えば、食事の内容がちよつと辛いんじゃないかとか、お風呂の温度が熱いんじゃないかといったような個人の好みに関するような苦情。二番目には、例えばおむつ交換の頻度とか、また日常の洗髪とか三番目には、虐待とか金銭の寄附を強要されたといったような不当もしくは不法な行為といったような、大きく三つに分類されるのではないかなというふうな思つております。その三つについて、それぞれ解決していかねばならないわけでございますけれども、私も見聞するところによりまして、苦情は先ほどの一番目、二番目の問題が多いわけでございます。

ですから、まず事業者段階で解決をしていただくということが重要ではないのかなと。ただ、事業者段階で解決するといつても、両者の話し合いということになりますと、透明性、公平性、公正性ということではいかかかというところも生じますので、第三者が参加するという形の規定を今回この法律に盛り込んでいくわけでございます。

第二段階といたしまして、都道府県の社会福祉協議会の中に苦情を解決する委員会、運営適正化委員会と称しておりますけれども、この中で解決をするということでございます。これは、いわば第一段階で解決できなかった問題、もしくは直接事業者に言うのが嫌だということと直接この委員会に言うていただいてももちろん結構でございますけれども、ここで解決をするというふうな考えしております。ただ、この運営適正化委員会が都道

府県社会福祉協議会に置くことの是非も問題になるわけでございますけれども、あくまで運営適正化委員会は中立公正な運営ということで、いろいろな手当てをしているわけでございます。

第三番目の虐待が生じた、また不当な行為、不法な行為があったということについては、例えば先ほどの運営適正化委員会で発見されたという場合は直ちに都道府県に通報するという形の規定も入れておりますし、またその場合は都道府県が監査、指導、立入調査に基づきまして指導もしくは行政処分を行うという規定も今回の社会福祉事業法の中に既に入っておりますので、そのような規定の発動ということもあわせて行っていくということになるかと思えます。

○入澤肇君 措置から利用への転換ということ、その利用契約を円滑にまた十分に実行させていくために幾つかの担保的な措置がこの制度の中に盛り込まれたわけでありまして、今答弁がありました利用者保護の仕組み、これがきちんと機能してこそ措置から利用への転換というのがスムーズにいくなじまないかと思うんですけれども、制度の実施、運営に向けての厚生大臣の御決意をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 先ほどから入澤委員のお話をお聞きいたしております、まさにこれが具体的に実効性のあるものとして働いていかなければならない、こういうような決意を新たにしますのでございます。

今回の法改正におきます利用者と事業者の対等な関係、こういうような理念をそれでは具体的に実効性のあるものにしていくためにはどうしたらいいか、こういった問題でございます。

私といたしましては、今回制度化されました権利擁護事業と苦情解決のための仕組みが福祉の現場において十分機能しなければならぬものとまず考えておられるわけでございます。なるべく多くの方が権利擁護事業を受けられるように社会福祉事業の充実を図るとともに、積極的な取り組みを指導していかねばならない、こう考えているよ

うな次第でございます。

それから、都道府県社会福祉協議会に設置いたします運営適正化委員会に対しまして、私どももいたしまして財政支援を行うなどいたしまして、利用者保護の仕組みの円滑な運営、実施、このような観点から、これまではどちらかというところの給付サービスが行われていた、こういう中において、いわゆる利用者のニーズに応じてこういったものをきちんと確保しなければならぬ、こういう観点から万全の措置を期していきたい、このように考えているような次第でございます。

○入澤肇君 今回の制度改正のもう一つの大きなポイント、自立という言葉がいろいろなところで言われているわけでありまして、ただ、福祉の対象者が自立をするといっても、一体だれからの自立なのか、何からの自立なのか、この辺は非常にあいまいであります。ですから、どこまでを政府がやるのかということはこれから極めて大事な場面になってくると思えます。

中でも、障害者の自立の立場ということを考えますと、障害者が福祉サービスにつきましていろいろな形でサービスを選択する、そういう可能性を提示するということは極めて重要であると思っておりますけれども、もう一つ、いろいろな形で社会参加できると。要するに、閉じ込めて福祉的なサービスを受けるだけではなくて、人間の尊厳を守るためにみずから社会参加をして誇りを持って生きてもらおうというふうな仕組みも大事だと思っております。

障害者の社会参加の仕組みにつきましてどのようなお考えになつておられるか、お聞きしたいと思います。

○政府参考人(今田實隆君) 御指摘のように、地域の中で障害の有無にかかわらずその人らしく自己実現をしていく、これがまさに福祉の一つの大きな原点になるのではないかと思います。ましてや、重度の障害を有していられ方にとつても、できるだけ本人の意向、選択というものが尊

重できるようにというのが今回の改正の基本的な考え方であろうかと思っております。

そこで、お尋ねの障害者の社会参加の仕組みあるいは現状でございますが、障害者が社会活動、経済活動、文化活動、あらゆる分野でその活動に参加できる、このような活動のためには、例えば就労あるいは町づくり、さまざまな分野でこれに取り組みが必要がある。そういう意味では、政府全体で取り組まなければならない重要な課題だと、このように認識をいたしております。

厚生省といたしましては、授産施設などでの就業に向けた訓練、あるいは手話通訳などを介してのコミュニケーション手段の確保、それから盲導犬の育成などによります移動の支援、さらにはスポーツ大会への参加、こういった場の提供を進めているところでございます。今回の法改正におきまして、手話通訳事業あるいは盲導犬訓練施設を経営する事業を法律上の事業として位置づけることにいたしまして障害者の社会参加促進のための推進を図りたい、かように考えている次第であります。

これからは、障害者の社会参加の意欲を受けとめられる社会づくりがどうしても必要だと考えておりますし、そのためにもこのような環境整備を引き続き進めるとともに、障害のある人もない人もともに暮らせる社会の実現に向けて国民の方々の理解と協力が得られるよう努めなければなりません、このように考えている次第でございます。

○入澤肇君 もう一問、今度の法律の中の一つのポイント的な制度としまして地域福祉計画というのが盛り込まれております。

衆議院の審議の中で明らかになつたんですけれども、約半数の市町村が障害者基本法に基づく障害者計画を策定していない。障害者に身近な市町村こそ障害者計画を策定すべきだと考えています。この法案で改めて市町村地域福祉計画の策定が設けられました。障害者基本法に基づく計画ができていない状態の中で、老人保健福祉計画だ

とか障害者計画だと子育て支援計画だとか、たくさん地域福祉計画があると思うんですけれども、こういうものを本当に策定することができると思いませんか。行政の相当な努力が私には必要になると思っております。しかも、この地域福祉計画というのは義務づけられていないんです。義務規定じゃないんです。任意規定です。そうなりますと、まずまず十分な運用が確保できないんじゃないかというふうにも思えるわけでありまして。

最後に、時間が来ましたので大臣に。地域における計画的な取り組みの重要性、これは極めて重要だと思っておりますので、これにつきまして大臣の御見解をお聞きして、質問を終わりたいと思っております。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 昨年制定されました地方分権一括法の趣旨に基づきまして、国の地方自治体に対する関与についてはできるだけ必要最小限度のものにする、こういうことが求められていることは委員も十分御承知のことと思えます。

こういった観点に立ちまして、地域福祉計画の策定はあくまでも地方自治体の自主性及び自立性への配慮が必要だ、こういうような観点から、計画の策定というものを地方自治体に義務づけることはしない、こういうようなことを決めたわけでございますけれども、しかし私どもはこれを非常に願っております。これは変わりはないわけでございます。

一方で、地域福祉計画は地域福祉を推進する上で大変大きな柱になる、こう考えておられるわけでございますが、法律上、住民参加の手続を明確にしなければならぬとともに、厚生省といたしましては、計画を策定する地方公共団体に対する予算措置を行う、それからモデル計画の提示をお願いする、さらに計画策定状況の公表、こういったものを通じて、義務づけはおりませぬけれども、地方自治体が積極的にこの問題について真摯に受けとめていただまして、計画の策定というものが促進されるよう願っております。

ます。

○山本保君 公明党・改革クラブの山本保です。今回の社会福祉事業法の改正は、これまでの福祉観を要する大きな改革だというふうな思っており、私も高く評価したいと思います。

今、お話にも出ましたように、福祉サービスを利用することは、これまで普通だれでも利用と言っていたわけですが、法制度でいいますと措置でありまして、これは行政処分である。どこか施設へ入った、おたくの子供さんが保育園へ入った、処分されましたよと。保育園については法律が先に変更しておりますけれども、こんなことを地域でよく私もお話しして、どうしてこれが福祉なんだというお話も伺っていたわけがあります。

今度の利用契約という形でございますけれども、考えてみますと、明治以来といえますが近代国家になりまして、福祉というのは慈善博愛なり宗教理念をもとにした宗教団体でありますとか地域の名望家、お金持ちが余力をもつて、いわばお恵みのような形で福祉をするというような体制を変え、そういう効果があるというふうな期待しております。

ただ、本会議のときにも質問がありましたように、議論がありましたように、そのためには、これまでそういう名望家もしくは宗教団体をもとにした大きな法人、社会福祉法人だけがサービスをしてきたという体制のままでは利用できない、さまざまなニーズに応じた多様なサービスを行うこともできないというわけでありまして、私はまず最初に、これまで社会福祉法人は最低一億円の基金その他の資産がなくてはならないということについて、この法律には直接は関係しないわけですが、この辺の規制の緩和についてお伺いしたいと思っております。

まず、私は、これは九八年でしたかの六月に、団体の方々と一緒に厚生省に、この辺を規制緩和、ぜひ小さな資金でできるように、今の私ども

市民が非営利型の職業として福祉の仕事をするところができる制度をつくる、ボランティアとかそういうお金持ちの仕事というのではなくして、まさに近代的な市民の非営利型の職業としてできるようにすべきであるということ、何回も予算委員会等でもこの委員会でも申し上げましたが、昨年十二月ですか、厚生省の方から予算委員会が一億円を一千万円にしたいという数字が初めて明示されて、そういうお答えを得ました。

厚生大臣、この方針について、これは法律事項ではございませんけれども、この法律が本当にうまく動くためにはこれは絶対必要だと私は思っておりますけれども、どういふ決意をお持ちで実行されるのか、その辺についてお聞きしたいと思っております。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 山本委員の方から参議院の予算委員会におきましてもこの点について御質問をいただいたところでございます。

まず、厚生省といたしましては、地域におきまします福祉サービスの基盤の充実が図られるということが何よりも大切なことである、このように考えているような次第でございます。

そういう中におきまして、今回の法の改正案におきましては、障害者のための授産施設の利用人員というのをまず二十人以上から十人以上に引き下げまして社会福祉法人の設立要件の緩和を行う。それと同時に、御指摘のございました問題でございまして、これは法改正とあわせまして、法律の施行後速やかに小規模の授産施設あるいはホームヘルプ事業を運営する社会福祉法人の資産要件を一億円から一千万円程度まで大幅に引き下げる、こう考えているような次第でございます。さらに、小規模の授産施設の設立につきまして土地、建物の賃借を認めるといふ措置をとること、これにいたしておるわけでございます。

こういうような措置をとることによりまして、より地域に密着した福祉サービスの充実が図られるもの、このように確信をいたしておるような次第でございます。

○山本保君 大臣の方から必ず速やかにというお答えをいただきましたので、安心いたしました。

それで、今、小規模の障害者のお話も出ましたので、そちらの方をまずお聞きしたいと思うんですが、その前に、ちょっとこれはどうかという気がしますが、実際、一千万円といえどもなかなか大変なお金でして、社会福祉法人格を取りまして非常に寄附がやりやすくなってまいりました。後で話します。しかし、その前はそれがありませんので、なかなか大変だという声も聞かれました。

例えば、これが法人になり、地域の皆様から支援をされれば明らかにお金は集まるというふうな思いわけですから、設立基金についても貸し出しをするというふうな、短期間のもので構わないと思っておりますけれども、こんな制度をつくるというのとはどうかと思っておりますが、いかがでございますか。

○政府参考人(巖谷茂君) 社会福祉法人の基本財産に係る資産要件の考え方でございますけれども、これはやはり社会的な信用とか、また経営の安定性、継続性という観点からそれを求めているものでございます。そこで、その資金について融資を受けるということになりますと、ただいま申しましたような基本財産の考え方からして極めて難しい、なかなか難しいのではないかなというふうな思っております。

社会福祉法人として設立された後、その整備費または運営費等について社会福祉・医療事業団の融資というふうなものももちろん可能になろうかと思うんですけれども、基本財産に対しては融資という考え方というのはなかなか難しいのではないかなというふうな考えております。

○山本保君 ももちろん、借用するというふうなことで、社会的な信用があればということでございますから、各団体もそのために努力されていると思っておりますが、これは改めていろいろまた具体的にお聞きしたいと思っております。

次に、今お話しございましたが、今回の改正と

いいですか、小さな法人を認めるというときに、三つの類型がございまして、障害者の小規模の作業所というんですか、法に定められていない授産施設ですか、こういう方々から私どもの方にも大変強い、早くこれを通して私どもの仕事についても公的な応援をいただきたいというお話が来ております。共同作業所全国連絡会や精神障害者の家族会の連合会とか、また地域生活支援の協議会というふうなところから昨日もいろいろ強い御要望をいただきましたので、これについて少し具体的にお聞きしたいと思います。

まず最初にお聞きしますのは、運営費の補助のことです。これは、いろんな施設によって、また地域によっても値段が違いますので、今、団体の方から持ってきていただいた一つのモデルとしてこういう比較をいただいております。

例えば、現在、これは通所授産でございますが、法に定められた措置ということで、措置費が一人当たり一カ月に大体十八万九千七百三十円、こういうお金をいただいております。ところが、法に定められていない小さい、親御さんたちがみんなで頑張つてやっている小規模の作業所には国庫補助が年間たしか百十万円と聞いております。これは同じようなサービス、まさに同じサービスだと思っておりますが、行っているのに、片方は十九万、片方は高々四千円も行かない。これは明らかに法の上の差別ではないかという気もするわけです。

これまでの福祉というのは、まさに政府が認める、お上が認めるところでやっている仕事だから出すよ、そうでないのは勝手にやっているんだからと、こういうことであつた。しかし、例えば介護保険というものが導入されて、ここにはまさにどんな生活状況の方であれ、同じサービスを受ける方には同じように支援があるというものがもう動いているわけです。であるならば、ぜひこの分野についてもこの大きな格差というものは早急に

解消すべきだと思えますけれども、この辺の運営費補助についてどうもお考えでございませう。

○政府参考人(今田寛陸君) 小規模通所授産施設が今度法定施設ということになるわけでありまして、そういったしと建物設備などについて一定の施設基準を設ける必要がございます。その際どのような基準にするかということですが、現在、地域でそれぞれの創意工夫、あるいは大小いろいろな形で活動を展開していらつしやる、それがまた地域でのいい効果を生んでいられるというふうな私どもは理解しております。したがって、そのような小規模作業所のよさを失うことなく、なおかつ法人に移行できる、こういうふうなことを考えますと、現行の通所授産施設に比べてまして緩やかな施設基準を設ける必要があるのではないかと、このように考えております。

したがって、小規模授産施設に対する助成のあり方につきまして、このような特性というもの踏まえながら今後十分に検討していかねばならないと考えております。

○山本保君 部長、今のお話はよくわかるんですけども、運営費の補助というのは基本的に人件費ですね。ですから、人件費ということになれば全国に行きましてもほとんど同じ形だ。これはまさに国が基準を決めているからそうなってしまう。それが地域のニーズに合っていないんじゃないか。おっしゃるとおりだと思いたいで、そこをいろいろ弾力的もしくは多様にしていこうということも、そして今までみんな育ててきた長所というものを崩さないようにしたいというお考えもわかります。

しかし、一つ欠けていますのは、やはりこういうところに専門家がきちんと配置される、もつと言え、きょうは余り言いませんけれども、専門家の養成ということも大変お考えで、また次の機会に言いたいと思えますけれども、この辺も含めましてぜひもう少しく考えていただきたいと思っておりますので、時間もありませんから、お

願いをします。

次に、また団体の方から強く要望をいただいておりますのは、確かに運営費というのは後々続きまして、今のようになかなか大変だ、簡単に出すわけにいかない、きちんとした基準をつくりたい、まあわかります。施設、設備、こういうものについて大至急手を打つということが必要じゃないかと思つてます。

国の方から出すような、またはいろいろな民間のといいますが、国が補助金を出してやる団体からさまざまな形で融資とか一時金というのがあるというところを一つの契機にしても、今回法律改正をするというのでありますが、丹羽大臣の名前をかぶせてでもいいですから、ぜひ各施設にまともなお金で、その設備について改善できるようにものをお祝い兼ねて出されたらいいんじゃないかと思つてすけれども、部長、どうですか。

○政府参考人(今田寛陸君) 先ほども申し上げましたように、この小規模通所授産施設はいろいろなバリエーションがあろうかと思つて。したがって、施設につきましてもいろいろなレベル、いろいろな規模、あるいはもつと工夫をして付加価値を高めていらつしやる、そういうものも多分あると思つてます。

そういう意味からいいますと、私ども、先ほど申し上げましたように一定の基準を定めることになるわけですが、その際に、そういうことによるよさを失うことがないという意味での一定の基準を設けることになりまして、そういう特性を踏まえた形で小規模通所授産施設の施設あるいは設備整備のあり方、これについても御指摘を踏まえて検討していきたいと考えております。

○山本保君 ぜひこれは大至急、予算とかいろいろなことがあると思つて、国の予算は今から増すということも当然できませんが、さまざまな民間の助成団体というものについては、事実上、今年度についてはこれからのいろいろな予算をつくるんじゃないかと思つてます。ですから、ぜひ

そこを優遇して、優先するようなことはやっていただきたいと思います。重ねて要望申し上げます。

次に、この団体の方から実はこういうお話もあるんです。いわば職業的な自立のための言うならば職業訓練、こういうことをするのだというの、一つの建前というか、それが中核の仕事である。しかしながら、地域でそういうお仕事をしておれば、当然まだそこまで行かないが、これからの人生についていろいろな相談をしたいとか、また場合によっては一日、二日ちよつと見ていただけないかというふうな話もあるわけでございます。

私は、当然地域の福祉サービスとすれば、今までの役所の分類でこのサービスだけ、こういうのはなくして、それに付随するような地域型のサービスは、もちろんそれを専門にする施設とはそれは違うかもしれませんが、しかし今回の小規模作業所というふうなものを中心にしてさまざまなサービスができるようにすべきではないかと思つてすけれども、この辺はいかがでございますか。

○政府参考人(炭谷茂君) 今回の社会福祉法人の設立要件の緩和については、いわゆる小規模作業所を想定しているものでございますが、今回新たに社会福祉事業として追加した障害者相談支援事業などのように、小規模通所授産施設と一体として行うことが障害者の福祉増進に資するような事業をもちあわせて行える、このようなことがある意味では望ましい場合もあるかというふうな考えでおりますので、その実態を踏まえながら前向きに検討させていただきたいというふうな考えでおります。

○山本保君 どうもそういうのは全然できないんだというふうなお話があるように、今、今、局長のお話がありましたようにぜひこれは前向きに、そんな難しいことをやるというわけじゃないわけ。専門家もおり、そして場所もあり、機が一つあれば十分相談事業などはできる

わけですから。

先ほど一日、二日とかショートステイというふうなことを申し上げまして、この辺になりますと保健上の問題とか職員の配置ということでもなかなか大変かなとは思つてすけれども、私はぜひこの辺も含めてだんだんと広げていっていただきたい。最初はおすおすややつておられるとは思つてす、広がっていただきたいたいというふうな思つてす。

それと少し関連しましてもう一つは、介護においては基本がまさに在宅サービスである。ですから、ヘルパーさんということでその養成、そしてその配置、またヘルパー派遣の事業主の認定と、大変な状況でありますけれども、方針ははっきりしておりますし動いていっていると思つてすけれども、障害を持った方に対して在宅の支援、ヘルプというものについては、私は介護、老人の問題よりはどうかおられていられるのではないかと気がいたします。この辺についてお伺いしたいと思つてす。

特に、精神障害者の方については、今まではかの障害と比べてどうも制度的にも壁があった、実際にも整備が進んでいないというふうな感じがございまして、この辺についても今後どういう方針なのか、お聞きしたいと思つてす。

○政府参考人(今田寛陸君) 障害者のホームヘルプサービス、御指摘のように家庭でお話をいただいている皆さん、あるいは自立して生活しようとしていらつしやる方々にとつて、このホームヘルプサービスというのは大変重要な機能を持っているのだと思つてす。そういうこともありまして、障害者プランに基づいて現在その整備を進めているわけでありまして、その進捗状況につきましてはおおむね順調というふうな認識をいたしております。平成十四年の目標達成に向けて今後整備を進めたいと思つてす。

障害者のホームヘルパーの養成研修につきましても、従来、高齢者のホームヘルパーと一体で行われておりましたけれども、障害者固有のニーズ

て、これから検討し、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○山本保君 ちよつと時間が心配になってきましたので、ひとつ時間があればということ。

社会福祉事業というふうな新たに認めたとしたこと、大変結構だと思ふんですが、しかしまだもっと広げていただきたいという声も私どもの方に来ているんです。

例えば、無認可の保育園、保育所というもので、無認可といながら基準があるというおもしろい世界でありますけれども、保育所の仕事でありますとか、それに関連する放課後の事業、いわゆる学童保育事業というふうなものについて、またお年寄りを中心にしてひとり住まいの方に食事を持っていく配食サービスというのも全国的に展開されておりますね。それから、病院や生活に必要なときに自動車に乗せて送る移送サービスというふうなものとか、また非常に人数の小さい形のデイサービス、いわゆる在宅所と言われるような事業でありますとか、またこれもこの委員会で私は前に取り上げましたけれども、途中で難聴になつた方には手話通訳という、手話ということがなかなか難しい方がたくさんおられて、要約筆記というふうな形で急いでその内容を書くというふうなことで一生懸命やっておられるボランティアの方の事業もあります。

今いろいろ例を申し上げましたが、こういう事業についても社会福祉事業として認めて、法の枠の中でしっかりと支援するべきではないかと思うんですけれども、いかがでございますでしょうか。

○政府参考人(廣谷成君) 社会福祉事業の範囲、概念にかかわることだろうと思ひますけれども、現行の社会福祉事業につきましても、規制がある一方、助成があるというふうな規定になつていゝるわけでございます。いわばこれによつて社会福祉法人になれる。都道府県知事の監督を受けるというふうな規制もありますし、税制の優遇措置もあるというふうなものでございます。

このようなことからいたしますと、私ども、社会福祉事業に含めていく一つの基準といたしましては、例えばサービスの重要性、それから安定的な事業の普及や育成の必要性、それから利用者の危険性の回避の必要性はどうだろうか、また規制によつて事業の健全な発展が阻害されることはないだろうか、また同種のサービスとの区分が明確にできるかどうかというふうな観点から検討する必要があるだろうというふうな考えでいるわけでございます。

このような観点から今回九事業を追加させていただいたわけでございますけれども、先生御指摘されましたように、社会福祉サービスにはさまざまなお客様の事業がございます。これらにつきましては、ただいま申しましたような観点から総合的に検討をいたしまして、それぞれの時代の状況において考えていかなければいけないだろうというふうな思っております。

○山本保君 時間がないのでこれで終わりますが、ぜひ今のお話のように、役所が大事だから決めるというのから利用者がそれを選んでいくという制度にすれば、何もある事業は社会福祉だがそうではないのは違うなということを言うことはないんじゃないかと思うんです。ですから、枠を広げるといふ考え方のほかに、考え方をもう一度改めて、つまり支援の形などが変わってくるわけですから、それでぜひ広げていただきたいと思ひます。

最後に、大臣、時間がないんですが、簡単に結構ですけれども、この枠組みだけの改革ではだめなわけですね。財政とか、権限のいろんな民間への移譲とか、また専門家の配置でありますとか、こういうことも含めましてこの大改革への決意をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(丹羽雄哉君) もう今さら申し上げるまでもなく、これまでの社会福祉制度というものは、いわゆる戦後の復興期におけます貧困者あるいは身体障害者の方々、さらに被災孤児などのいわば緊急対応が求められた時期に制度化されまし

て、行政の指導の画一的な施しといえますか、こういうふうな内容が中心となつてきたわけでございます。

今回の改正におきましては、利用者本位の社会福祉制度を確立するために、社会福祉事業、社会福祉法人など社会福祉基盤の整備について五十年ぶりに見直すものがございます。今後のよりよい社会福祉の実現に向けて、私どもは画期的な内容になつていゝるものと考えておるわけでございます。

いずれにいたしましても、この法案がこの国会におきまして成立を賜りましたならば、この法案の適正な運用を通じまして、国民の皆様方が安心して自立した生活がお送りできるような社会の実現に向けて全力を尽くしていくことがまさに私どもに求められていることではないか、このように考えているような次第でございます。

○委員長(狩野安君) 本日の質疑はこの程度とし、これにて散会いたします。

午前十一時二十六分散会

平成十二年五月二十六日印刷

平成十二年五月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D